

# 臨時報告書



伊藤忠商事株式会社

(E02497)

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【会社名】	伊藤忠商事株式会社
【英訳名】	ITOCHU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡 藤 正 広
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田3丁目1番3号
【電話番号】	大阪 (06) 7638-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 増 永 泰一郎 経 理 部 宮 田 正 紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	東京 (03) 3497-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 渡 辺 隆 経 理 部 山 浦 周一郎
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 伊藤忠商事株式会社 中部支社 (名古屋市中区錦1丁目5番11号) 伊藤忠商事株式会社 九州支社 (福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号) 伊藤忠商事株式会社 中四国支社 (広島市中区中町7番32号) 伊藤忠商事株式会社 北海道支社 (札幌市中央区北三条西4丁目1番地) 伊藤忠商事株式会社 東北支社 (仙台市青葉区中央1丁目2番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1)

## 1 【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第89回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、小林栄三、岡藤正広、小林洋一、関 忠行、青木芳久、高柳浩二、松島 泰、福田祐士、中村一郎、吉田朋史、岡本 均、塩見崇夫、藤崎一郎及び川北 力を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、間島進吾を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、三木秀夫を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成の割合(%)	決議の結果
第1号議案	11,812,808	14,059	11,553	(注) 1	99.17%	可決
第2号議案				(注) 2		
小林 栄三	11,259,243	537,966	41,305		94.53%	可決
岡藤 正広	11,631,484	165,729	41,305		97.65%	可決
小林 洋一	11,718,685	78,529	41,305		98.38%	可決
関 忠行	11,718,518	78,696	41,305		98.38%	可決
青木 芳久	11,718,699	78,515	41,305		98.38%	可決
高柳 浩二	11,718,616	78,598	41,305		98.38%	可決
松島 泰	11,718,513	78,701	41,305		98.38%	可決
福田 祐士	11,715,594	81,620	41,305		98.36%	可決
中村 一郎	11,718,721	78,493	41,305		98.38%	可決
吉田 朋史	11,718,602	78,612	41,305		98.38%	可決
岡本 均	11,718,672	78,542	41,305		98.38%	可決
塩見 崇夫	11,718,554	78,660	41,305		98.38%	可決
藤崎 一郎	11,787,226	40,355	10,940		98.96%	可決
川北 力	11,787,423	40,158	10,940		98.96%	可決
第3号議案				(注) 2		
間島 進吾	11,054,286	773,248	10,940		92.81%	可決
第4号議案				(注) 2		
三木 秀夫	11,265,088	562,501	10,940		94.58%	可決

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。